

第2章 計画の位置づけと期間

この計画は、男女共同参画社会の実現に向けて本町の施策を総合的・体系的に整備し、推進するための指針として策定したものです。

1. 計画の位置づけ

- (1) この計画の推進については、全町民の理解と啓発・連携・協力を期待します。
- (2) この計画は、男女共同参画社会を実現するための町全体の施策について策定しており、全町民と行政全体で取り組むものとしします。
- (3) この計画は、国内外や県の取り組みとも整合性を図るとともに、「日野町総合計画」をはじめ、町の関連計画との整合性も図っています。
- (4) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定されている「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (5) この計画の基本目標Ⅰ「男女が平等な社会をめざす意識づくり」の基本課題4「一人ひとりの男女の人権の確立」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定されている「市町村基本計画」として位置づけます。
- (6) この計画の基本目標Ⅲ「男女がともに働きやすい条件づくり」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」として位置づけます。

2. 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。